	三　（略）	
土地から掘削し、当該土地に地下水の浸出を防止するための構造物を設置し、及び当該構造物の内部に掘削した基準不適合土壌を埋め戻すこと（以下「遮水工封じ込め」という。）	（略）	（略）
じた後に地下水基準に適合することを評価する地点（以下「評価地点」という。以下同じ。）において地下水基準に適合するよう定められた当該要措置区域内の土地の土壌に水を加えた検液に溶出する特定有害物質の量（当該特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が第二溶出量基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）並びに目標地下水濃度（評価地点において地下水基準に適合するよう定められた当該要措置区域内の土地の地下水から検出される特定有害物質の量をいう。）を超えないものであることが確認されている場合に限る。）	（略）	イ～ニ　（略） ホ　地下水の水質の測定（当該土地の基準不適合土壌のある範囲及び深さその他の土壌汚染の状況並びにその他の汚染除去等計画の作成のために必要な情報について、ボーリングによる土壌の採取並びに測定その他の方法により把握した結果、当該土地の土壌並びに地下水の第二種特定有害物質による汚染状態が目標土壌溶出量並びに目標地下水濃度を超えないものであることが確認されている場合に限る。）
	四　（略）	
	五　（略）	

	三　（略）	
	（略）	（略）
	（略）	（略）
	四　（略）	
	五　（略）	

	（略）	（略）
	（略）	（略）
	（略）	イ～ニ　（略） （新規）
	四　（略）	
	五　（略）	